

第67回京都大学11月祭における外部団体連携行為先例集

11月祭事務局

【舞台公演企画】	1
【グラウンド企画】	2
【屋内カフェ企画】	4
【屋内企画】	5
【模擬店企画】	11
【オンラインショップ企画】	12

【舞台公演企画】

1. 企画内容と類似した活動を行っている他大学のサークルを招聘し、合同で企画を出展することを許可とした事例
 - 企画種：舞台公演企画
 - 連携形態：招聘
 - 連携内容：公演を行うにあたって、他大学のサークルから類似した活動を行っている団体を複数招聘して合同で一つの企画として出展する。
 - 判断：当該招聘行為は企画出展団体の発案から協力を依頼するものであり、連携目的も人員補助や観客増加を見込んでのことであるなど企画出展に資するものであること、また外部団体から特にみかえりは求められていないことを確認して許可。

【グラウンド企画】

2. 当該企画出展団体の構成員A（動物）が企業Bと連携していることに付随して、11月祭の企画においても企業Aの商品およびそれに関するポップを設置することを許可とした事例
 - グラウンド企画
 - 提供・顕示
 - 連携内容：11月祭以前から構成員Aは企業BのPRを行う契約を結んで活動しており、11月祭の企画においても活動の一環としてPRの要素が一部含まれる。設置するのは企業Bの商品2,3点および「PRを行う契約を結んで活動していること」を説明するポップのみ。企業Bからポップの設置や金銭のみかえり等を提示されてはならず、また11月祭当日も設置するのみで販促は行わない。
 - 判断：当該連携行為の提案は企画出展団体側からのものであること、企画内容全体に対して過度な割合を占めるものではないこと、企業Bからみかえり等の要望が提示されていないこと、また企画出展団体が当該商品や外部団体の説明

を積極的に行うものではないため当該連携行為が販促活動を主目的としたものでないことを確認して許可。

3. 企画内容に関連のある企業のグッズを物販・景品として使用するために物品の提供を受けることを許可とした事例

- グラウンド企画
- 提供・顕示
- 連携内容：普段からサークルとして活動している主題をより広めるため、京大付近で交流のある関連企業のグッズやTシャツを提供してもらい、企画内での物販や景品として使用する。外部団体から広報等のみかえりは求められていない。
- 判断：当該連携行為が企画出展団体からの発案であること、提供される物品は当該企画出展団体の主目的に沿うものであること、また外部団体から不当なみかえりを要求されていないことを確認して許可。

4. 企画内で販売する冊子において、存在しない外部団体（複数）の情報を掲載することを許可とした事例。

- グラウンド企画・オンラインショップ企画
- 顕示
- 連携内容：実在する冊子をオマージュするため、企業等の広告を掲載するが、それらは全て現実には存在しない外部団体のものである。したがって外部団体とのやり取りは一切なく、要望もない。
- 判断：そもそも存在しない外部団体であるため当該企画出展団体の自主性・主体性が損なわれているとは言えず、広告等の程度（巻末2p程度）が過度でないことを確認して許可。

5. 企画内で販売する冊子において、掲載料の対価として外部団体に関連する広告を一部含むことを許可とした事例。（2事例該当）

- グラウンド企画・オンラインショップ企画
- 提供・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体が11月祭以前から縁のあった外部団体に対して広告掲載料として協賛をすることを要求し、企画内で販売する冊子の内一部ページを外部団体に関する内容に充てる。
- 判断：当該連携行為が企画出展団体からの発案であること、広告部分が冊子における程度（巻末1p相当）として過度でないことを確認して許可。

6. 外部団体（個人）を招聘して企画内でパフォーマンスを行うよう依頼することを許可とした事例。

- グラウンド企画
- 招聘
- 連携内容：当該企画出展団体が行うパフォーマンス企画の一環として、外部より個人を招聘してパフォーマンスをすることを依頼する。
- 判断：依頼が企画出展団体からなされていること、外部団体から不当なみかえりを要求されていないことを確認して許可。

【屋内カフェ企画】

7. 企画内で使用する物品を外部団体より提供してもらうことを許可とした事例。

- 屋内カフェ企画
- 提供
- 連携内容：企画において必要となる物品を一部外部団体より提供してもらう。外部団体から特にみかえりは求められていない。
- 判断：当該連携行為が企画出展団体からの発案であること、当該企画内容に直接的に寄与するものであること、その物品自体が外部団体の直接的な広報を目的としたものではないこと、外部団体から不当なみかえりを要求されていないことを確認して許可。

8. 企画内で使用する食品の一部を外部団体（複数）より提供してもらい、またその外部団体の名称を記載したプレートを設置する。また当該食品とそれに関する情報を来場者に説明するため外部団体を招聘することを許可とした事例。

- 屋内カフェ企画
- 提供・招聘・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体が行っている研究に関連して以前から縁のあった企業Aおよび企業Aが所属する組合Bに対して、企画内で使用する食品の一部を提供してもらう。その際に外部団体A・Bの名称を簡潔に印刷した小プレートを設置する。提供された食品は、企画内において企画の主目的である食品との比較試食のために用いられる。また食品や研究内容等について来場者に説明することを目的に外部団体ABより個人を招聘する。
- 判断：当該連携行為が複数の関係者によって構成されているものの最終的な意思決定権は企画出展団体にあること、提供される物品およびそれに付随するプレートの表示（はがきサイズ程度・企業名のみ）が過度でなく、直接的に外部

団体の広報を目的としたものでないこと、その他説明等で用いる掲示物についても販促を主目的としたものでないことを確認して許可。

【屋内企画】

9. 外部団体（A～E）に関連して作成した作品を企画における展示物の内の一部として使用すること、およびそのうちの1つについては外部団体Aについてのビラを設置することを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体は通年的に作品を製作しており、その中には外部団体からの依頼を受け製作しているものもあった。11月祭の企画においてその作品を企画出展団体の活動報告および展示物として使用する。計5つの外部団体関連作品を展示し、内1つについては外部団体Aに関する内容を記載したビラを設置する。
- 判断：外部団体A～Eに関連する部分の展示が企画出展団体からの発案であること、全体の展示数に占める割合や展示目的から特定の外部団体についての広報となっていないこと、広告顕示の発案も企画出展団体側からであったこと、その上でビラは来場者が自由に受け取れる状態とし積極的な頒布は行わないことを確認して許可。

10. 外部団体Aが主催するプロジェクトに参加し、その一環で作成した資料や研究内容等を展示することを許可とした事例。および企画内において企画内容とは直接関係のない外部団体Aの活動実施報告を掲示することを不許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・招聘・顕示
- 連携内容：他大学の学生含む当該企画出展団体は、11月祭以前からある企業が主催する研究プロジェクトに参加し活動していた。そのプロジェクトの一環として、本企画では作成したポスター資料や資材を用いた体験展示を行う。材料費等の経費も企業から提供されており、当日は企業の方数名も補助として参加する。また当該プロジェクトに関するフライヤーおよび企業の活動実施報告資料を掲示することを検討している。
- 判断：外部団体のプロジェクトに端を発する内容であるものの企画出展を行う京大生およびその他の学生の自主的・主体的な選択に基づくものであること、提供される物品、金銭等についても企画の主目的に沿ったものであること、プロジェクトに関するフライヤーについては中身を確認した上で企画内容に沿ったものであることを確認して許可。なお、企画内容とは直接的には関係の無い、当該外部団体の活動実施報告資料については、企画における必要性が認められないこと、外部団体の広報を主目的としたものであると判断して不許可。

11. 企画内におけるワークショップに際して、以前より縁のあった外部団体を招聘して協力してもらうこと、および企画において使用する物品を提供してもらうことを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・招聘
- 連携内容：企画内におけるワークショップに際して、11月祭以前から共同で活動していた外部団体を招聘する。当日も企画出展団体と協力する形でワークショップの一員として活動する。また当該ワークショップで用いる必要物品のほか参考図書について外部団体から提供されたものを使用する。
- 判断：当該企画出展団体のこれまでの活動の延長線上であり自主性・主体性が妨げられていないこと、提供される物品について必要性が認められること、参考図書についても企画内容に関連したものであり外部団体の広報を主目的としたものでないことを確認して許可。

12. ある作品の同好会が、ある外部団体が主催する当該作品に関する公式イベントに参加し、企画の一部としてイベントを行うことを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・顕示
- 連携内容：ある作品の同好会である企画出展団体は、当該作品に関する展示・体験を行う企画の一部において、企業Aが主催する公式イベントに関する内容を実行する。イベント内において使用する物品は企業Aより提供されるものであり、また企業Aより提供される、作品に関連したポスターを数枚掲示する。加えて参加者に対して任意回答のアンケートも実施する。
- 判断：外部団体が主催するイベントに参加するという点で当該連携内容については外部団体の発案によるものが中心である一方で、企画内容の考案は企画出展団体による自主的・主体的な選択に基づくものであること、最終的な意思決定権は企画出展団体にあること、ポスターの内容は当該企画内容に沿ったものでありサイズも過度でないこと、特定の外部団体ではなく、あくまで作品に関連するものであることを確認して許可。

13. 企画内容として扱うテーマに関連した展示物を外部団体より提供してもらうこと、その作者の内一部を招聘すること、および関連するビラを顕示することを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・招聘・顕示

- 連携内容：当該企画出展団体は特定の社会トピックについて広めることを目的として展示を行う企画を出展する。その際同様のトピックについて活動する個人A・国際団体B・NPO法人Cと連携し、AやCからは書籍や写真等の提供を受けた上で展示・物販を行うほか、その作者の内一部を当日招聘して作品に関する説明を行ってもらう。加えて当該テーマに関するビラをAやBからの提供を受けて掲示する。また企画において生じた利益は一部Bに寄付する。
- 判断：企画出展団体の主体的な発案・選択によるものであること、連携部分の展示が企画出展全体に対して過度でないこと（全体の10%ほど）、外部団体からの要望が不当なものでないこと、外部団体の利益追求を主目的とした内容でないことを確認して許可。

14. 他大学の同系サークルが作成したビラを掲示することを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体と類似した内容の活動を行う他大学サークルAが作成したビラを企画出展場所において掲示する。外部団体からの要望は特にない。
- 判断：企画出展団体の自主的な発案・選択によるものであること、ビラの内容が企画内容・目的に沿っており大きさ（A4サイズ）が過度でないこと、外部団体からみかえり等の要望がなされていないことを確認して許可。

15. 外部団体Aを招聘してパフォーマンスを行ってもらうことおよび外部団体に関するビラを設置することを許可とした事例。

- 屋内企画
- 招聘・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体の一部も在籍するYouTuber集団Aを外部団体として招聘し、企画内容に関連したパフォーマンスおよびその解説を行ってもらう。加えて当該外部団体の活動内容を紹介したポスターを掲示する。
- 判断：企画出展団体の構成員の一部が外部団体に在籍しており当該連携行為も企画出展団体による発案であること、ビラの内容が企画内容・目的に沿っており大きさ（A4サイズ）が過度でないこと、外部団体からみかえり等の要望がなされていないことを確認して許可。

16. 外部団体より金銭の提供を受けること、また外部団体に関するポスター掲示および制作物へ外部団体のロゴを貼付することを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体は11月祭以前から企業Aと縁があり、活動資金等の提供を受けている。11月祭においても支援金を受ける一方で、Aに関するポスターを掲示するとともに、制作物にAのロゴを貼付する。
- 判断：企画出展団体は元から外部団体と契約を結んでいること、企画出展団体の選択に基づくものであること、ポスターの内容（企業ロゴ・企業名・HPのURL）および大きさ（A3・1枚）が過度でないこと、外部団体の広報を主目的とした連携行為でないことを確認して許可。

17. 類似する活動に取り組む外部団体からパネル展示や体験物品の提供を受けること、およびポスターを掲示することを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・顕示
- 連携内容：当該企画出展団体と類似する活動に取り組んでいる学生団体Aからコラボの提案を受け、企画出展団体は採用した。Aと連携したパネル展示や体験を企画内容の一部として採用し、また活動内容に関連したポスターを掲示する。
- 判断：当該連携行為が企画出展団体の主体的な選択に基づくものであること、当該企画内容に直接的に寄与するものであること、外部団体から不当な要望を受けていないこと、外部団体の利益追求や広報を主目的とした連携行為でないことを確認して許可。

18. 外部団体を招聘して講演を行ってもらうことを許可とした事例。（11事例該当）

- 屋内企画
- 招聘・顕示
- 連携内容：外部団体を招聘し講演を行っていただく。外部団体からの要望は特になし。
- 判断：当該企画出展団体による主体的な発案に基づいていること、外部団体から不当な要望を受けていないことを確認して許可。

19. 外部団体を多数招聘してトークイベントを行ってもらうことおよび外部団体より企画内で用いる物品の提供を受けることを許可とした事例。

- 屋内企画
- 提供・招聘・顕示

- 連携内容：政党A～Kより議員を招聘し、講演を行ってもらう。また外部団体Lよりトーク内容に関連した物品（電子投票機器）の提供を受け、設定や不具合対応のため外部団体Lより最少人数の協力人員を派遣してもらう。また後者の物品提供については実施報告としてメディア取材を受ける。
- 判断：当該企画出展団体の主体的な発案に基づくものであること、当該企画内容に直接的に寄与するものであること、外部団体の広報を主目的としたものでないこと、外部団体より不当な要望を受けているわけでは無いことを確認して許可。

【模擬店企画】

20. 企画出展団体と縁のある外部団体より材料の提供を受けること。

- 模擬店企画
- 提供
- 連携内容：企画出展団体のOBが社長を務める企業Aより、調理に使う食材の提供を受ける。Aからの要望は特になし。
- 判断：企画出展団体の主体的な発案に基づくものであること、外部団体より不当な要望を受けていないこと、外部団体の広報を主目的としたものでないことを確認して許可。

21. 外部団体所有の施設で栽培された資源の使用許可を受けること、また当該外部団体に属する個人の資格および製造許可証を利用することを許可とした事例。

- 模擬店企画
- 提供
- 連携内容：京都大学に所属する施設で栽培された資源の使用許可を受けるために管理者である個人Aの協力を受ける。また当該個人が保有する資格および製造許可証を利用して食品を製造することの許可も受ける。外部団体からの要望は特になし。
- 判断：当該企画出展団体の主体的な発案に基づくものであること、当該企画内容に直接的に寄与するものであること、外部団体より不当な要望を受けていないこと、外部団体の広報を主目的としたものでないことを確認して許可。

22. 外部団体を招聘しテント内でパフォーマンスを行ってもらうこと、およびそのパフォーマンスに必要な物品について提供を受けることを許可とした事例。

- 模擬店企画
- 提供・招聘

- 連携内容：特定の食品を模擬店にて扱うことを主目的とした企画出展団体は、当該食品を扱うことが学生のみでは困難であると判断したため、外部団体から物品の提供を受けるとともに招聘しパフォーマンスを行ってもらったこととした。なお、他では当該企画出展団体による食品の調理・販売は行うものである。外部団体からの要望は特になし。
- 判断：部分的に見れば実質的に外部団体が販売している形式をとっているものの、当該連携行為は企画出展団体による主体的な発案に基づくものであること、企画内容に直接的に寄与するものであること、外部団体より不当な要望を受けていないこと、外部団体の利益追求や広報を主目的としたものでないことを確認して許可。

【オンラインショップ企画】

23. 企画内で販売する冊子において、存在しない外部団体（複数）の情報を掲載することを許可とした事例。

- グ라운드企画・オンラインショップ企画
- 顯示
- 連携内容：実在する冊子をオマージュするため、企業等の広告を掲載するが、それらは全て現実には存在しない外部団体のものである。したがって外部団体とのやり取りは一切なく、要望もない。
- 判断：そもそも存在しない外部団体であるため当該企画出展団体の自主性・主体性が損なわれているとは言えず、広告等の程度（巻末2p程度）が過度でないことを確認して許可。

24. 企画内で販売する冊子において、掲載料の対価として外部団体に関連する広告を一部含むことを許可とした事例。（2事例該当）

- グ라운드企画・オンラインショップ企画
- 提供・顯示
- 連携内容：当該企画出展団体が11月祭以前から縁のあった外部団体に対して広告掲載料として協賛をすることを要求し、企画内で販売する冊子の内一部ページを外部団体に関する内容に充てる。
- 判断：当該連携行為が企画出展団体からの発案であること、広告部分が冊子における程度（巻末1p相当）として過度でないことを確認して許可。

25. 外部団体と共同制作した作品を販売することを許可とした事例。

- オンラインショップ企画
- 提供

- 連携内容：昔からつながりのある個人Aと共同で制作した作品をオンラインショップにおいて販売する。外部団体からの要望は特になし。
- 判断：当該企画出展団体の主体的な発案に基づくものであること、外部団体から不当な要望を受けていないこと、企画内容に直接的に寄与するものであることを確認して許可。

26. 企画出展団体が制作するゲーム内で外部団体の公式キャラクターを登場させるためその許諾を得ることを許可とした事例。

- オンラインショップ企画
- 提供・顕示
- 連携内容：企画出展団体は自身が制作するゲーム内で京都大学11月祭事務局の公式キャラクターである「のべんぱくん」を登場させるため、利用許諾の申請を行う。11月祭事務局からは利用目的・期間の説明および完成物の事前確認またゲーム内における著作権表示の要望を受けた。
- 判断：当該企画出展団体の主体的な発案に基づくものであること、外部団体より不当な要望を受けていないこと、企画内容に直接的に寄与するものであること、外部団体の広報を主目的としたものでないことを確認して許可。

以上 計37事例